

事件の内容は理解しやすかったですか

プレゼン資料

検察官・弁護人からの資料はまさにプレゼン資料！注目ポイントが分かりやすく、大活躍でした。

耳と視覚でわかる

資料もカラーで分かりやすく、耳からの音だけでなく、視覚からも情報が入ってきましたので、何が争われているか理解できました。

検察官・弁護人は、
次のように準備しています。



裁判員が、その場で「見て、聞いて、分かる」よう、裁判員に配布するメモを用意したり、証拠をプレゼンテーションのような形で示したりといった工夫をしています。

被告人に質問はできましたか

すごく緊張

法廷で話すことに慣れていないのですごく緊張しましたが、裁判官がフォローしてくれました。

質問の要点

こういったことを聞きたいと言ったとき、裁判官からアドバイスがあり、質問の要点をフォローしてもらい助かりました。

理解、納得

自分がわからない点を裁判官や他の裁判員に聞くと皆同じでしたので、自分の疑問は正しいと理解・納得し、質問できました。

裁判に関係するか

疑問が裁判に関係するか、疑問を言ってよいか分かりませんでした。裁判官が「聞いてみましょう」と背中を押してくれました。

(さいたんのミニ出前講義 ②)

- 裁判員から質問する前、休廷することが多いので、聞きたいことや質問の仕方を裁判官に相談できます。
- 自分で質問をするのは苦手という方や補充裁判員の方は、代わりに他の裁判員や裁判官が質問してくれます。



刺激的な証拠はありましたか

傷口の写真

傷口の写真はありましたが、血の色を抑えていたのか、そこまで刺激的には感じませんでした。

防犯カメラ

顔は判別できませんでした。が、被害者の話を法廷で聞いていたので、殴られている状況を想像し、目を背けたくなることもありました。

検察官からの話

- 「遺体の写真」や「けがの写真」などを見ていただくかはケースバイケースです。
- 証拠を見ていただくにしても、写真であれば色のトーンを落としたり、イラスト等で代用したりして、できる限り負担をかけないように工夫しています。

裁判所における運用

- 目を背けたいような証拠があるときは、裁判員等選任手続期日で裁判所から説明をしていますので、何も知らないまま見ることはありません。
- 不安がある方には個別にお話を伺い、ご事情によっては辞退を認めることもしています。